

光市立学校の将来の在り方検討会議設置要綱

平成28年6月28日

教育委員会告示第4号

(設置)

第1条 少子化の進む中で、これまでの本市教育の取組み等を踏まえ、子どもたちにとって望ましい学校づくりに向け、適正規模・適正配置や、教育環境の充実、教育力の維持向上の観点から、光市立学校の将来の在り方について検討するため、光市立学校の将来の在り方検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 光市立学校の将来の在り方についての基本構想策定に関し意見を述べること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、光市教育委員会が必要と認める事項について協議を行うこと。

(構成)

第3条 検討会議は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の代表者等
- (3) 光市小中学校P T A連合会の代表者等
- (4) 保育所又は幼稚園に在籍する子どもの保護者
- (5) 保育所又は幼稚園の事業者
- (6) 公募により選出された者
- (7) 学校運営協議会委員
- (8) 光市立小中学校長会の代表者

3 検討会議に会長及び副会長各1人を置き、会長は委員の互選、副会長は会長が指名する委員をもってこれを定める。

(設置期間及び任期)

第4条 検討会議の設置期間は、基本構想の策定が完了するまでとし、委員の任期は、検討会議の設置期間とする。

(会議)

第5条 検討会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員が過半数以上出席しなければ開くことができない。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- 5 会議には、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、光市教育委員会事務局学校教育課及び教育総務課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年6月28日から施行する。
(この告示の効力)
- 2 この告示は、第4条に規定する基本構想の策定が完了する日限り、その効力を失う。
(会議の招集の特例)
- 3 この告示の施行後、最初の会議は、教育長が招集する。